

こ けん り じょう やく 子どもの権利条約とは

わたし
せ
かい
こ
私たちは世界の子どもです



こ
けん
り
じょう
やく
子どもの権利条約とは

企画 大阪府

発行日 2005年8月1日

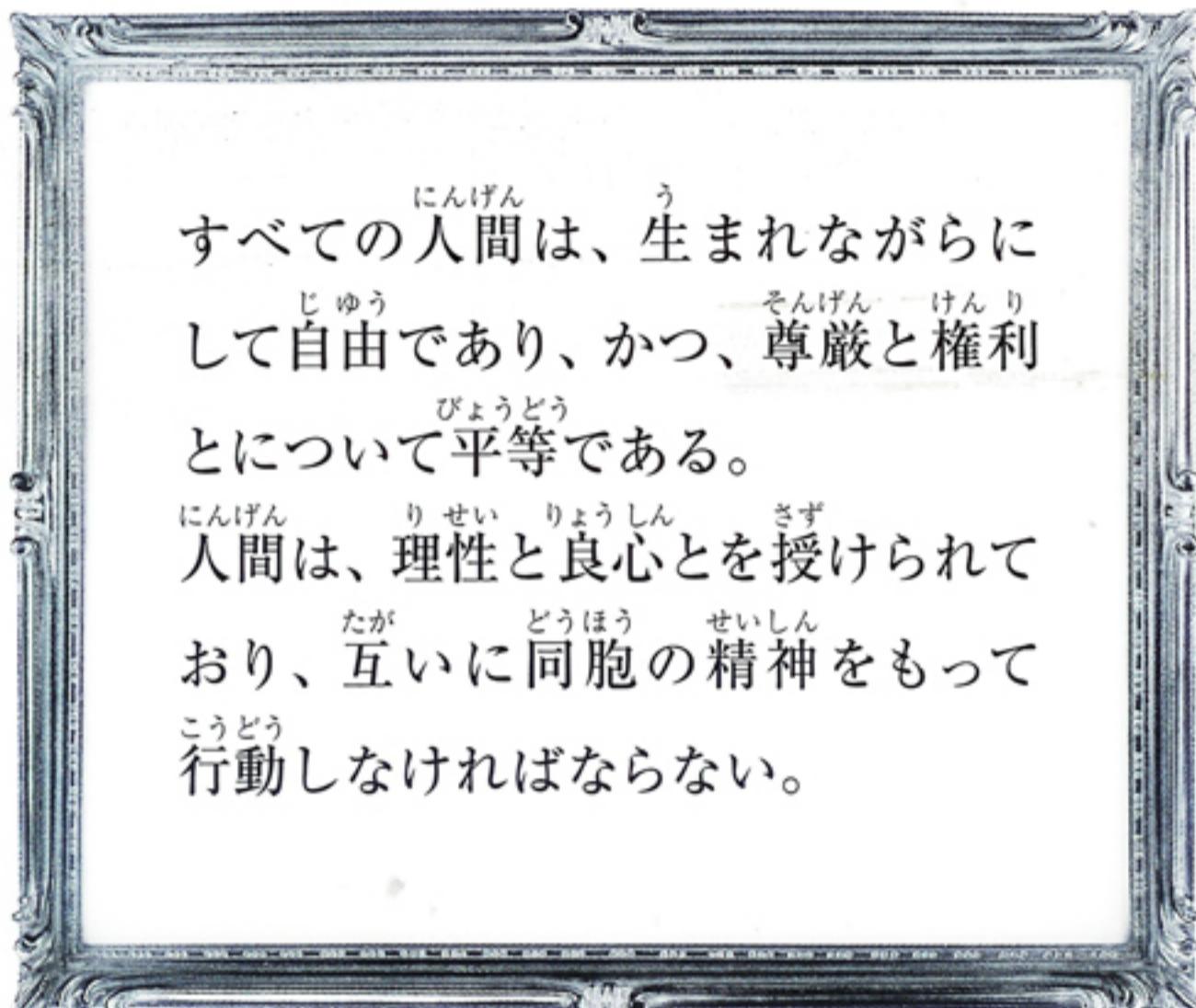
編集・発行 ヒューライツ大阪((財)アジア・太平洋人権情報センター)
〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 piaNPO 3階
TEL 06(6577)3578 FAX 06(6577)3583

領価 200円

R 100
古紙配合率100%再生紙を使用しています

 ヒューライツ大阪
HURIGHTS OSAKA

1 はじめに(子どもの権利条約ができるまで)



世界人権宣言第1条



1959年に国連総会で採択された「子どもの権利宣言(児童の権利に関する宣言)」は、「人類は児童に対し最善のものを与える義務を負う」(前文)との理念のもと、10条にわたり子どもの権利を明示しました。それ以前にあった1924年の「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が、子どもを保護の対象としてとらえるにとどまっているのに対して、1959年の子どもの権利宣言では、子どもを権利の主体としてとらえる見方を打ち立てています。



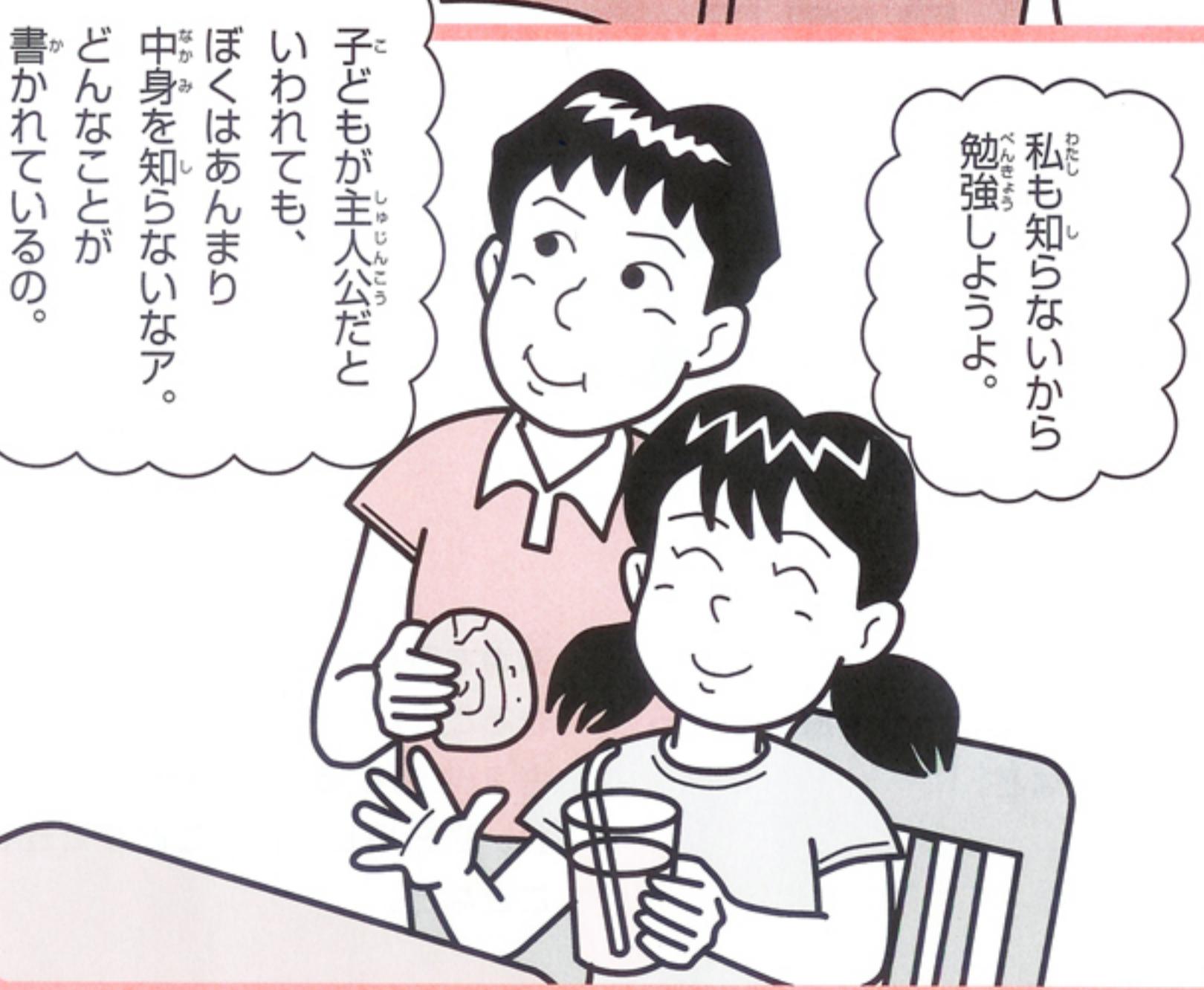
人権に関する国際社会のルール

国連が決めた人権に関する国際社会のルールには、「世界人権宣言」と人権に関する国際条約があります。「世界人権宣言」は、法的義務を伴いませんが道義的な義務と各国が達成しなければならない人権保障の共通の基準を示したという点で大きな意義があります。

一方、人権に関する国際条約は、国際社会のルールを守るための国としての法的義務を伴う約束ごとです。



一九九〇年には世界中の大統領・首相が集まって子どものための世界サミットを開き、条約を早期に批准することと子どもたちの生存、保護、発達を守っていくという「子どもへの約束」を実行すると誓ったのよ。子どもの権利条約は、二〇一〇年一月現在、一九三カ国が批准・加入していて、日本も一九九四年に批准しているのよ。



2 子どもの権利条約で大切にされて いること

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中の子どもの基本的人権を広く認めるものです。この条約では、世界の国々が協力して子どもの権利を認め、家族を含めたまわりの人たちが子どもの健やかな成長をあたたかく支援していくことを求めています。

ユニセフ（国連児童基金）では、この条約が定めている権利について、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに整理をして説明しています。

生きる権利



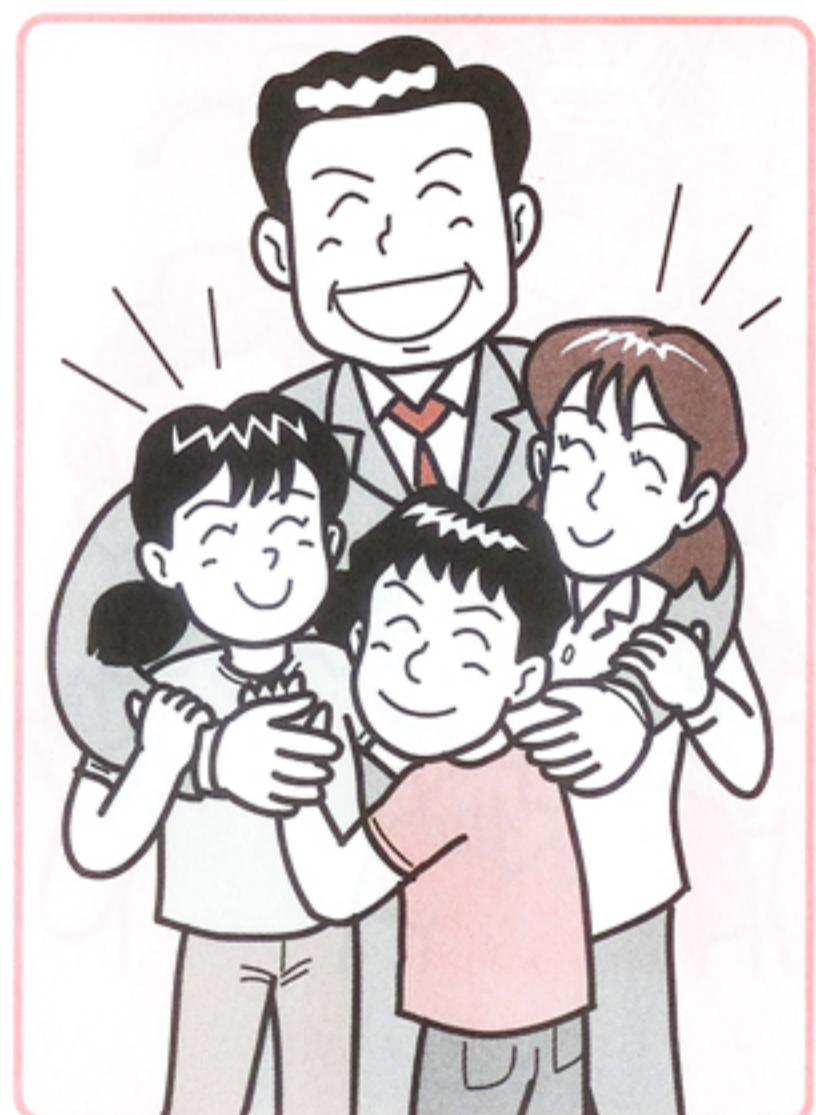
防げる病気などで命を奪われない
こと。
病気やけがをしたら治療を受けら
れることなど。

育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりで
きること。
考えや信じることの自由が守ら
れ、自分らしく育つことができる
ことなど。

守られる権利



あらゆる種類の虐待や搾取などか
ら守られることなど。
障害のある子どもや少数民族の子
どもなどは特別に守られることな
ど。

参加する権利



自由に意見を表したり、集まって
グループを作ったり自由な活動を
行ったりできることなど。

3 こどもの権利条約のあらまし

子どもの権利条約は、前文と本文（1条から54条）からなっていて、本文は、全体にかかる大事な考え方（1条から5条）、具体的にどんな権利があるのかを定めているところ（6条から41条）、権利を守るための手続きを定めているところ（42条から54条）の3つの部分からなっています。



1条 こどもの定義

この条約では「子ども」とは18歳になっていない人をいいます。

2条 差別の禁止

子どもはだれでも平等にこの条約に認められている権利を持っています。民族や国籍の違い、どこで生まれたか、性の違い、障害があるかないかなどで差別されません。



3条 こどもにとって一番よいことをする

子どもが成長していく上で、大人の判断を押しつけてはいけません。子どものために法律や制度を作ったりするときはもちろん、子どもに関するあらゆる取り組みを行うときには、大人が子どもにとって、一番いい方法を考えなければならないのです。

4条 国の責任

国は、この条約で認められた権利を実現するためにできるかぎりのことを行ななければなりません。

5条 親の指導の尊重

親などの保護者は、子どもがこの条約で認められている権利行使する場合、それぞれの子どもに合った方法で指導を行わなければなりません。国は、親などの保護者の責任・権利・義務を尊重しなければなりません。



6条 生命の権利

世界では、戦争、飢え、病気などで苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。

子どもは、生命に対する権利を持ち、生きていくことと成長・発達が最大限に保障されなければなりません。

7条 名前・国籍を持つ権利

名前と国籍は自分を示すものであり、生きていく上での出発点になるものです。

子どもは、生まれたときから名前や国籍を持ち、できる限り親を知り、親に育ててもらう権利があります。

8条 身元関係事項の保障

子どもは名前や国籍を奪われたり、勝手に変えられたりすることがないよう、自分の身元関係事項について保障される権利があります。



9条 親と引き離されない権利

子どもは親と引き離されることがあってはなりません。ただし、親からひどいめにあっている場合などは、権限ある機関が関係者の意見を聞いて親から引き離します。

また、親と離れている子どもは、いつでも親と会う権利があります。

10条 家族が再会するための出入国に関する権利

離ればなれになっている家族が再会するために、子どもや親の出入国に関する権利が尊重されます。

11条 子どもの不法な国外移送の防止

国は、子どもが無理やり国外へ連れ出されたり、国外から帰れなくなったりしないようにしなければなりません。



12条 意見を表明する権利

子どもに関することが、一方的に大人によって決められることのないよう、子どもは自由に自分の意見を言う権利があります。

13条 表現の自由

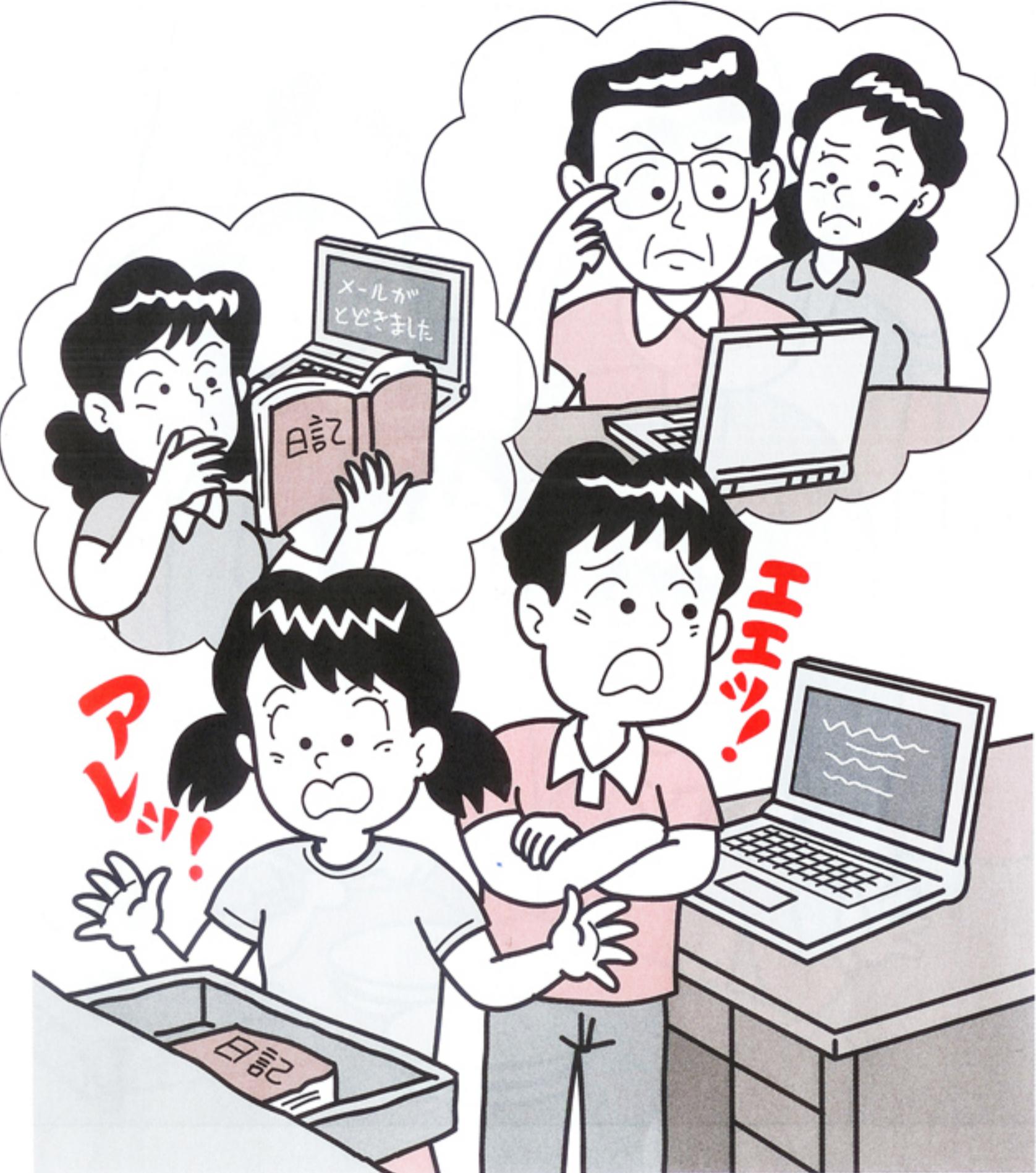
子どもは、考えたり、感じたことを自由に表現する権利や、いろいろなことを伝えたり、知る権利があります。

14条 思想、良心及び宗教の自由

子どもは、思想、良心及び宗教の自由についての権利が尊重されます。

15条 結社及び集会の自由

子どもは、仲間と団体を作ったり、集会に参加したりする自由があります。

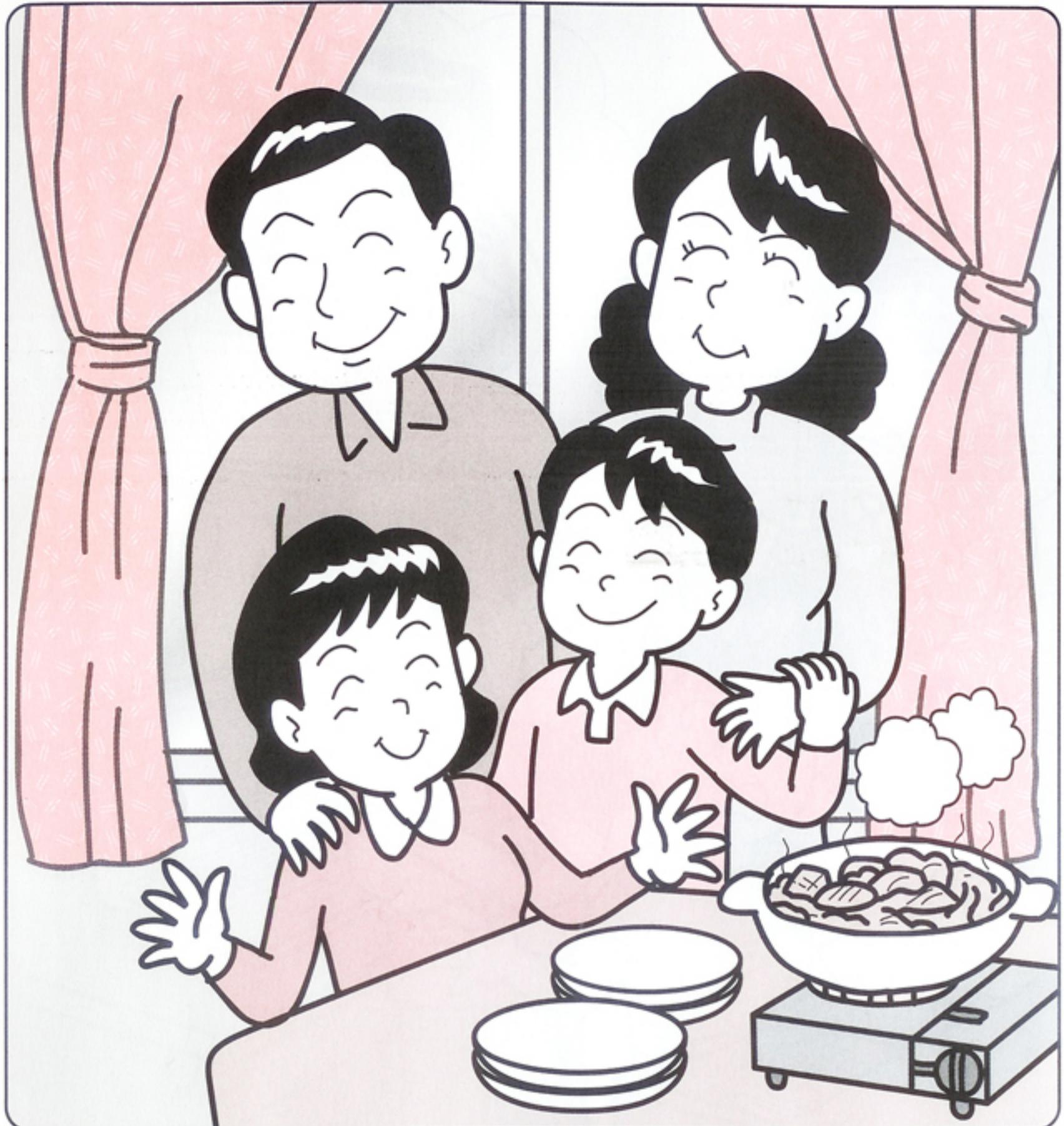


16条 プライバシーの保護

子どもは、大人と同じようにプライバシーや名誉を保護されます。

17条 多様な情報の利用

子どもの成長・発達にとって、テレビや雑誌などのマスメディアは極めて大きな役割を果たしています。子どもは、自分にとって役立ついろいろな情報や資料を利用することができます。



18条 親の責任

育児は母親だけの責任ではありません。子どもを育てるにあたって、両親は共に責任があり、その養育責任が果たせるよう国は援助しなければなりません。

19条 虐待・放置などからの保護

子どもは、親などの保護者による虐待・放置など不当な取扱いから保護されます。

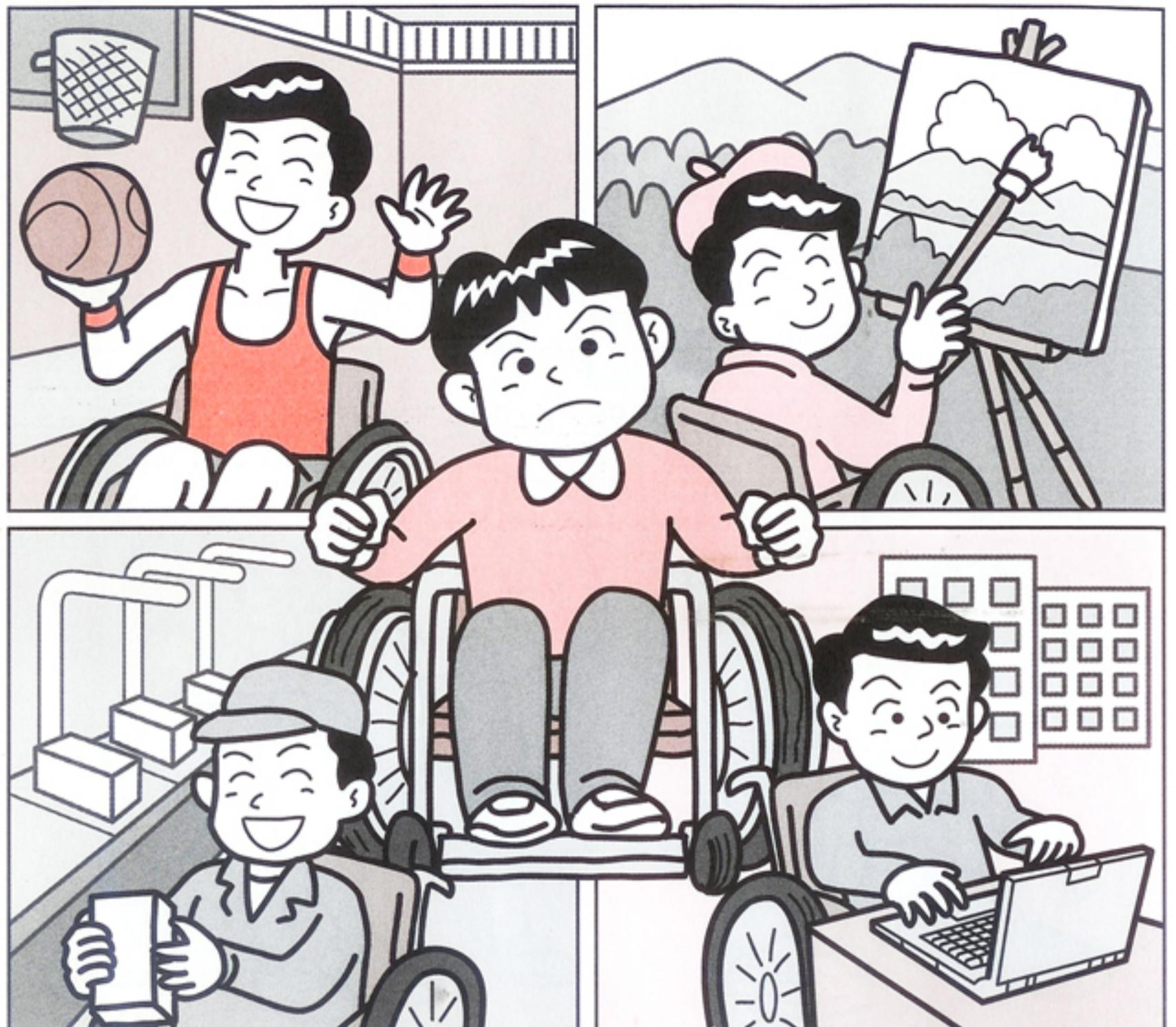


20条 家庭環境を奪われた子どもの保護

父母が分からなかったり、死亡したために家庭環境を奪われた子どもや家庭環境にとどまることが不利益となる子どもは、国による特別の保護や援助を受ける権利があります。

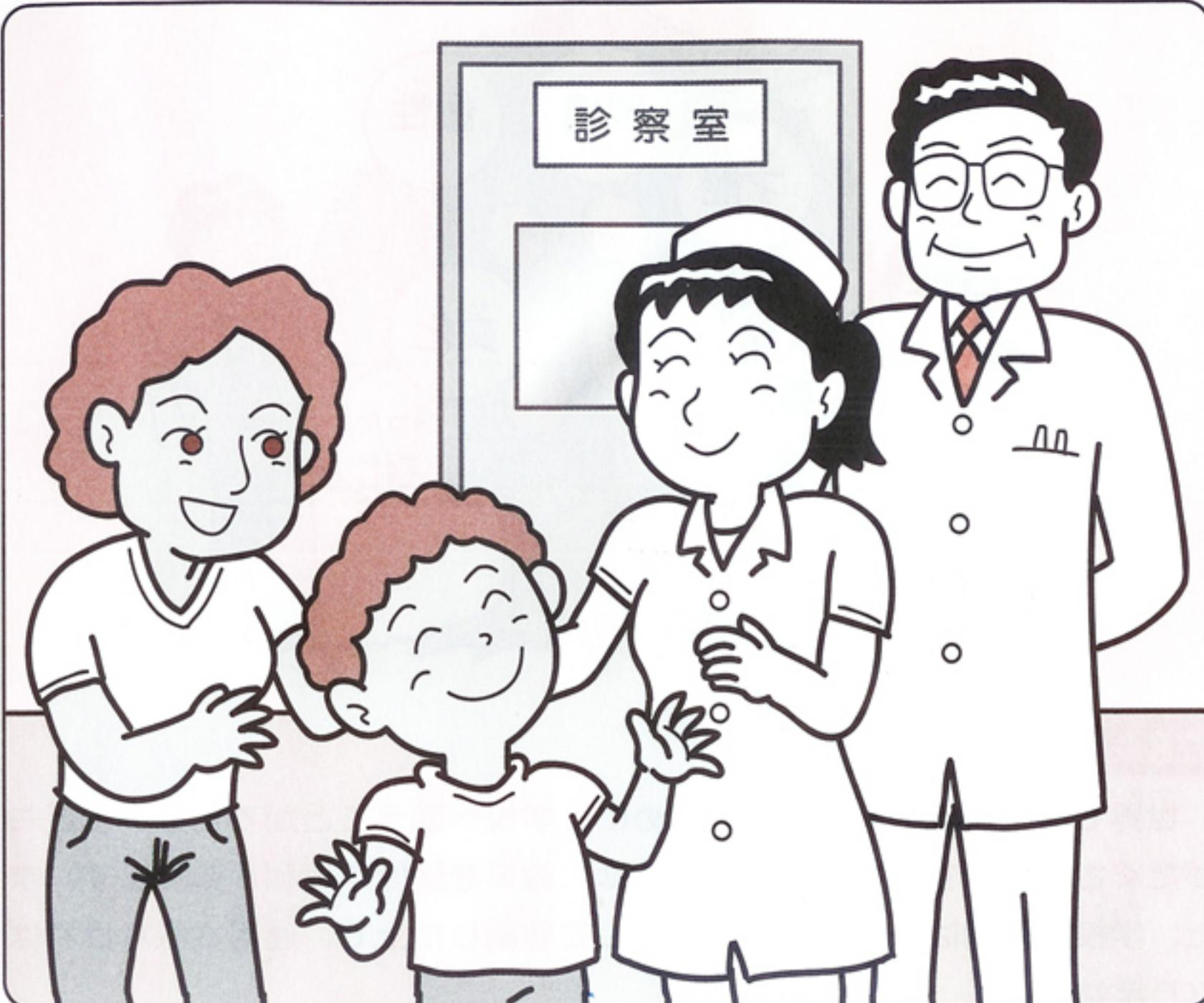
21条 養子縁組

世界には、戦争や迫害、貧困などに苦しみ、国外に脱出する人々が多くいます。こうした難民の子どもは、人道的な保護を受け、家族と再会するための支援を受けられます。



23条 障害のある子どもの権利

心や身体に障害があっても、その子どもの個性や誇りは傷つけられてはなりません。国は、障害のある子どもが自立して社会に参加できるように支援をしなければなりません。



24条 健康と保健サービス

子どもは、最高水準の健康を保ち、病気の治療や健康回復のためのサービスを受ける権利があります。

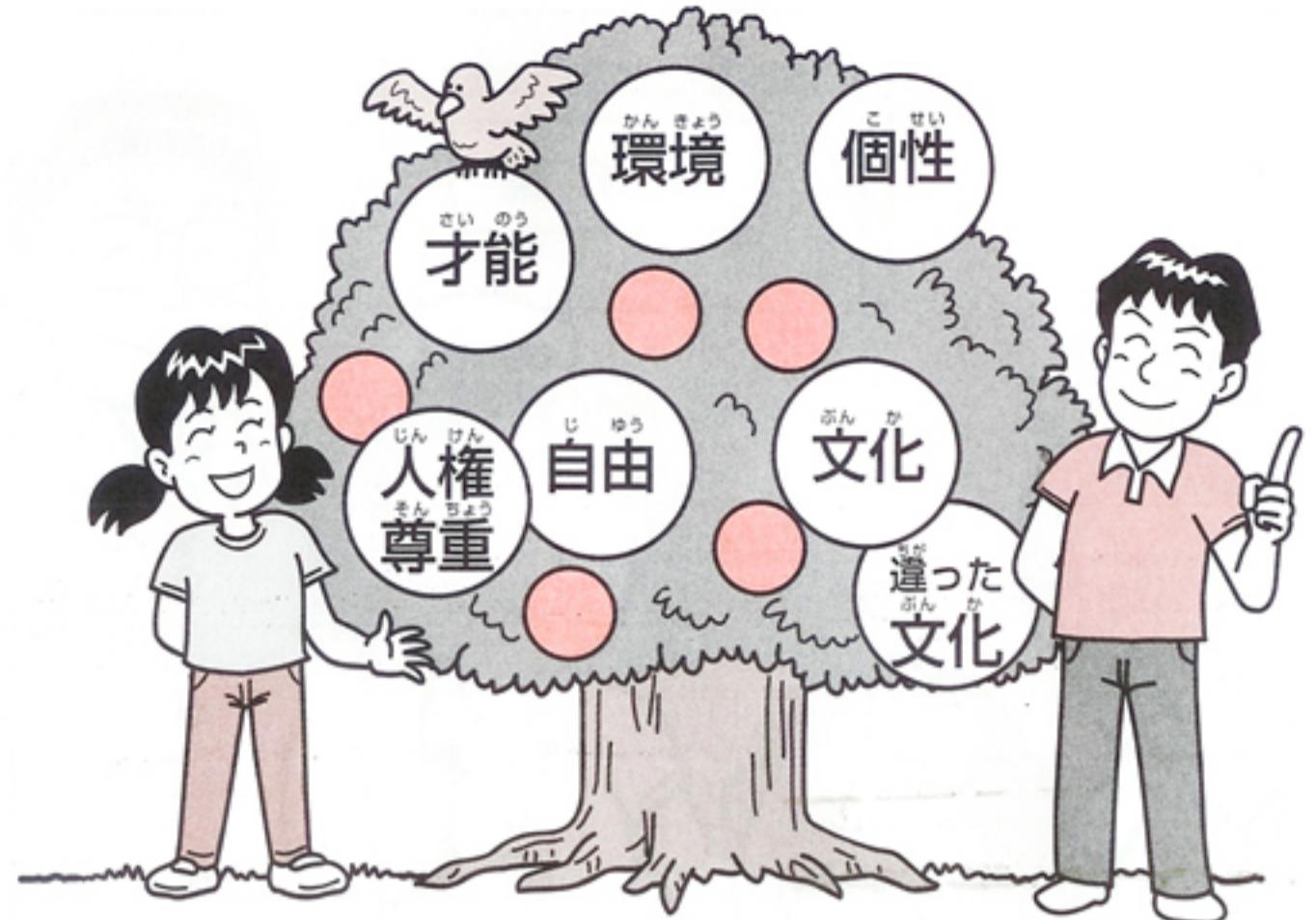
25条 病院などの施設に入っている子ども

病院などの施設に入っている子どもが一方的な治療を受けたり、自由を奪われたりすることがないよう、その扱いについて定期的に審査が行われなければなりません。

26条 社会保障

すべての子どもは社会保障からの給付を受ける権利があります。また、子どもはその成長のために、食料、衣料、住宅など十分な生活水準を得る権利があります。

27条 生活水準



28条 教育の権利

世界では、紛争や貧困などのために、学校へ通うことができない子どもがたくさんいます。すべての子どもは、教育を受ける権利があります。また、学校の規則は、子どもを人間として尊重した上で、運用されなければなりません。

29条 教育の目的

子どもの教育目的は、子どもの人格や才能を最大限に発達させ、人権や基本的自由を尊重するとともに、自己の文明と異なった文明を尊重する気持ちを育成するものでなければなりません。

地球市民を育てる

子どもの権利条約第29条は、締約国が、子どもの教育においてめざすべき5つの目的を示しています。a)児童の人格、才能など可能な最大限までの発達、b)人権尊重と国際協調、c)多様な価値観と異なる文明の尊重、d)多文化共生の精神と社会での責任ある生活の準備、e)自然環境の尊重

2002年5月の国連子ども特別総会において、日本の当時の文部科学大臣が、教育を受けすることは子どもの権利であり、教育が未来の地球市民の育成につながると演説しています。



30条 少数民族又は先住民の子ども

民族には、それぞれの文化や宗教などがあり、お互いに尊重しなければなりません。少数民族や先住民の子どもは、自分たちの文化・宗教・言語を使用する権利があります。

31条 余暇、遊び及び文化的な生活の権利

子どもの豊かな成長と発達のためには、ゆとりある生活が必要です。子どもは、休息や余暇を持ち、年齢にふさわしい遊び、レクリエーション活動、文化的な生活、芸術に参加する権利があります。

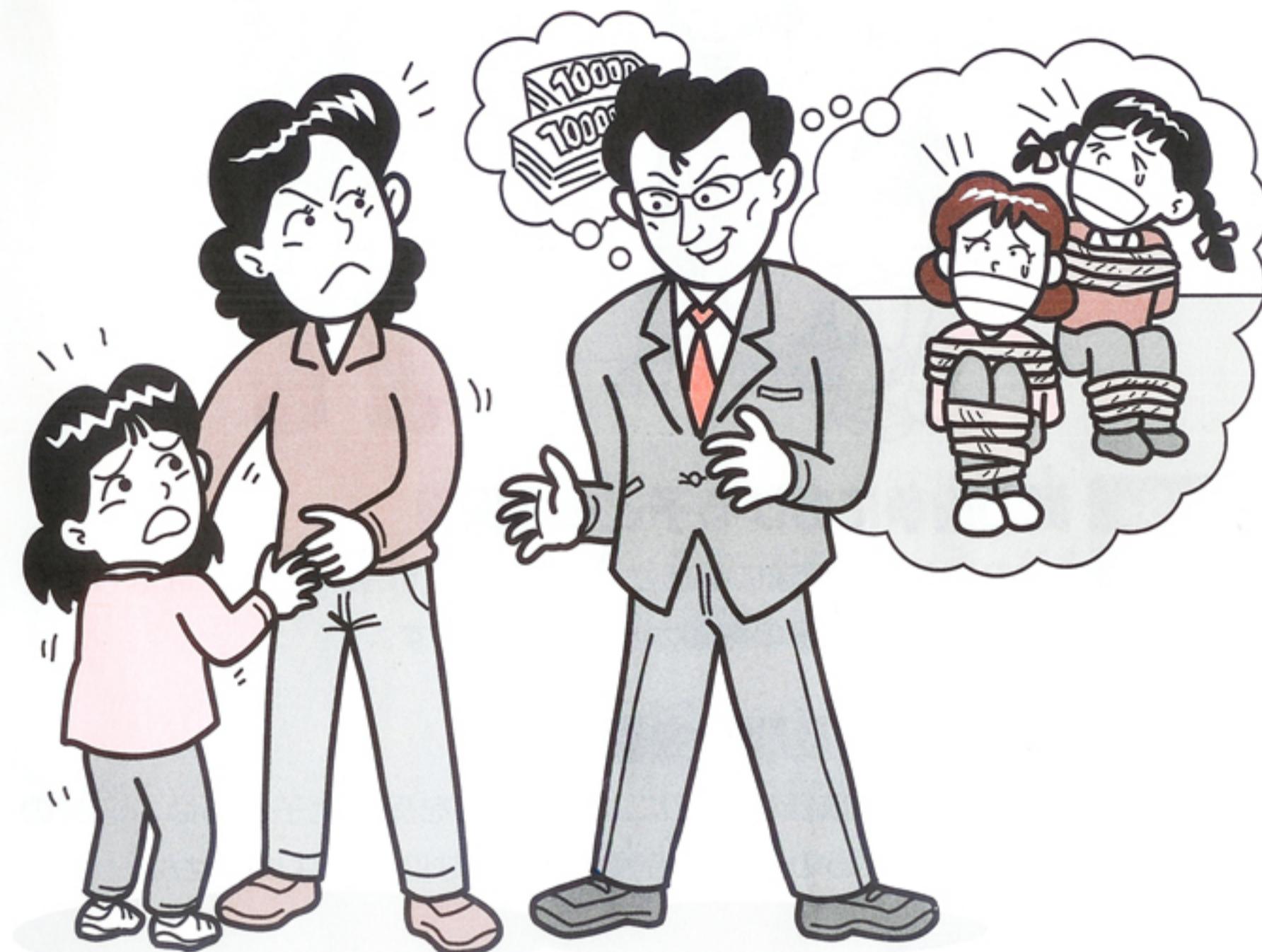


32条 不当、有害な労働からの保護

子どもは、不当な条件で働くことから保護されるとともに、危険な労働、教育の妨げとなる労働、健康や発育によくない労働に従事するこ
とから保護されます。

33条 薬物の乱用からの保護

子どもは、麻薬、シンナー、覚せい剤などの薬物の乱用から保護されます。



34条 性的搾取や虐待からの保護

子どもは、売買春など不法な性的行為から保護されます。

35条 誘拐などの防止

子どもは、人間として尊重され、誘拐、売買や取引から保護されます。

36条 あらゆる形態の不利益からの保護

37条 拷問や自由を奪うことの禁止

子どもは、拷問やひどい取扱いを受けず、不法に自由を奪われません。



38条 武力紛争における子どもの保護

15歳未満の子どもは軍隊に参加させたり、戦いに参加させてはなりません。また子どもは武力紛争の影響から保護されます。

39条 心身の回復及び社会復帰

放置、虐待、ひどい取扱いなどによって被害を受けた子どもは、心身の回復及び社会復帰のための適切な措置がとられなければなりません。

40条 少年司法

刑法に違反したとされる子どもは、適正な手続きが保障され、また、特別の保護を受ける権利があります。

子どもの権利条約の2つの選択議定書

国連は、2000年5月に「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約選択議定書」と「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約選択議定書」を採択しました。

したがって、現在、子どもの権利に関する主な国際条約には、子どもの権利条約と2つの選択議定書があります。この選択議定書とは、子どもの権利条約を補完する条約です。日本政府もこの2つの選択議定書を2004年と2005年に批准しました。



41条 既存の権利の確保

この条約の規定は、すでに法律等により手厚い保護を受けている権利に影響を及ぼしません。

42条 条約の広報

この条約の原則と規定は、広く知らされなければなりません。

44条 子どもの権利委員会への報告義務

国は、条約に対する取り組みの状況を定期的に子どもの権利委員会へ報告しなければなりません。

子どもの権利条約(もくじ一覧)

1条 子どもの定義	23条 障害のある子どもの権利
2条 差別の禁止	24条 健康と保健サービス
3条 子どもにとって一番よいことをする	25条 病院などの施設に入っている子ども
4条 国の責任	26条 社会保障
5条 親の指導の尊重	27条 生活水準
6条 生命の権利	28条 教育の権利
7条 名前・国籍を持つ権利	29条 教育の目的
8条 身元関係事項の保障	30条 少数民族又は先住民の子ども
9条 親と引き離されない権利	31条 余暇、遊び及び文化的生活の権利
10条 家族が再会するための出入国に関する権利	32条 不当、有害な労働からの保護
11条 子どもの不法な国外移送の防止	33条 薬物の乱用からの保護
12条 意見を表明する権利	34条 性的搾取や虐待からの保護
13条 表現の自由	35条 誘拐などの防止
14条 思想、良心及び宗教の自由	36条 あらゆる形態の不利益からの保護
15条 結社及び集会の自由	37条 拷問や自由を奪うことの禁止
16条 プライバシーの保護	38条 武力紛争における子どもの保護
17条 多様な情報の利用	39条 心身の回復及び社会復帰
18条 親の責任	40条 少年司法
19条 虐待・放置などからの保護	41条 既存の権利の確保
20条 家庭環境を奪われた子どもの保護	42条 条約の広報
21条 養子縁組	43条～45条 子どもの権利委員会
22条 難民の子ども	46条～54条 条約の手続き



43条 子どもの権利委員会の設置

45条 子どもの権利委員会の作業方法

国連子どもの権利委員会の活動

条約43条にもとづき、子どもの権利委員会が設置されています。この委員会は、締約国から出された子どもの権利義務の実施状況報告に基づき実施状況を審査する独立した機関で、アジア、アフリカ、ヨーロッパ、米州などの地域別に18人の委員(当初は10人)が選ばれています。委員の任期は4年で、年3回の会合がスイスのジュネーブで開かれ、2年ごとに半数の委員の改選があります。

子どもの権利委員会は、他の国際機関やNGOの情報も参考にしながら、締約国の実施状況を審査し、「総括所見」を探査して締約国に必要な措置を勧告します。

4 「私たちは世界の子どもです」



(国連子ども特別総会での約束)

2002年5月、国連子ども特別総会がニューヨークの国連本部で開かれ、その成果文書「子どもにふさわしい世界」が採択されました。これは1990年に各国大統領・首相が参加して開かれた世界子どもサミットでの約束を引き継ぐもので、子どもの権利を保障する大人たちの約束を再確認しました。

この国連子ども特別総会には、それに先立って行われた「子どもフォーラム」の代表2名が招かれ、史上初めて各國政府の代表を前に「私たちは世界の子どもです」で始まる「私たちにふさわしい世界」をアピールしました。

子どもたちのアピール「私たちにふさわしい世界」

私たちは世界の子どもです。

私たちは搾取と虐待の被害者です。

私たちはストリートチルドレンです。

私たちは戦争下の子どもです。

私たちはHIV／エイズの被害者であり孤児です。

私たちは良質の教育と保健ケアを否定されています。

私たちは政治的、経済的、文化的、宗教的および環境的な差別の被害者です。

私たちは声を聞いてもらえない子どもです。そろそろ私たちの声を考慮してもらわねばなりません。私たちは子どもにふさわしい世界を求めます。私たちにふさわしい世界は、すべての人にふさわしい世界だからです。

(中略)

私たちは世界の子どもです。

私たちのバックグラウンドの違いに関わらず、私たちは共通の現実を共有しています。

私たちは、世界をすべての人々にとってよりよい場所にするよう闘うことで手を取り合っています。みなさんは私たちを未来と呼びます。けれども私たちは現在でもあるのです。

(平野裕二訳)

子どもフォーラム

2002年5月5日から三日間、国連本部で「子どもフォーラム」が開かれました。この子どもフォーラムには、世界各国の子ども400人以上が参加し、世界の子どもの現状と課題について話し合い、国連子ども特別総会で表明するアピールを審議し、採択しました。この子どもフォーラムには国連事務総長も出席し、子ども達の声に耳を傾けることを約束しました。